

# 大規模小売店舗立地法のしおり

令和8年4月

埼 玉 県

目 次

1. はじめに .....	1
2. 大規模小売店舗立地法の概要	
(1) 法の目的 .....	1
(2) 対象となる大規模小売店舗 .....	1
3. 届出等の手続き	
(1) 基本的な手続きの流れ（新設） .....	2
(2) 届出事項等 .....	3
(3) 設置者が配慮すべき事項の概要 .....	4
(4) 届出者 .....	7
(5) 計画概要書の提出 .....	7
(6) 提出先 .....	7
4. 公告、縦覧 .....	8
5. 説明会の開催 .....	8
6. 意見書の提出 .....	9
7. 埼玉県の取扱い .....	9
8. 「大店法」と「大規模小売店舗立地法」の主な相違点 .....	1 1
9. 大規模小売店舗立地法の解説 .....	1 2
10. 大規模小売店舗立地法関係届出書等記載例 .....	1 5

## 1. はじめに

大規模小売店舗は、多数の近隣住民に日常的に利用されることから、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

そこで、平成12年6月に、周辺地域の生活環境を保ちつつ、大規模小売店舗の立地が適正に行われることを確保するための届出等の手続を定めた「大規模小売店舗立地法」が施行されました。また、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」という。）が定められました。

設置者の皆様におかれましては、立地法に基づく届出等を行う際には、法令及び指針を踏まえ、本しおりを参考に、適正かつ円滑な手続きを行われますようお願いいたします。

## 2. 大規模小売店舗立地法の概要

### (1) 法の目的

法第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (2) 対象となる大規模小売店舗

法の対象となる「大規模小売店舗」とは、「一の建物」であって、その建物内の「店舗面積」の合計が1,000㎡を超える店舗です。

### 〔参考〕用語の定義

#### ○「小売業」

「小売業」とは、標準産業分類に定める小売業をいい、「飲食店業」を含まないが、物品加工修理業（洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含める。

#### ○「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象である。

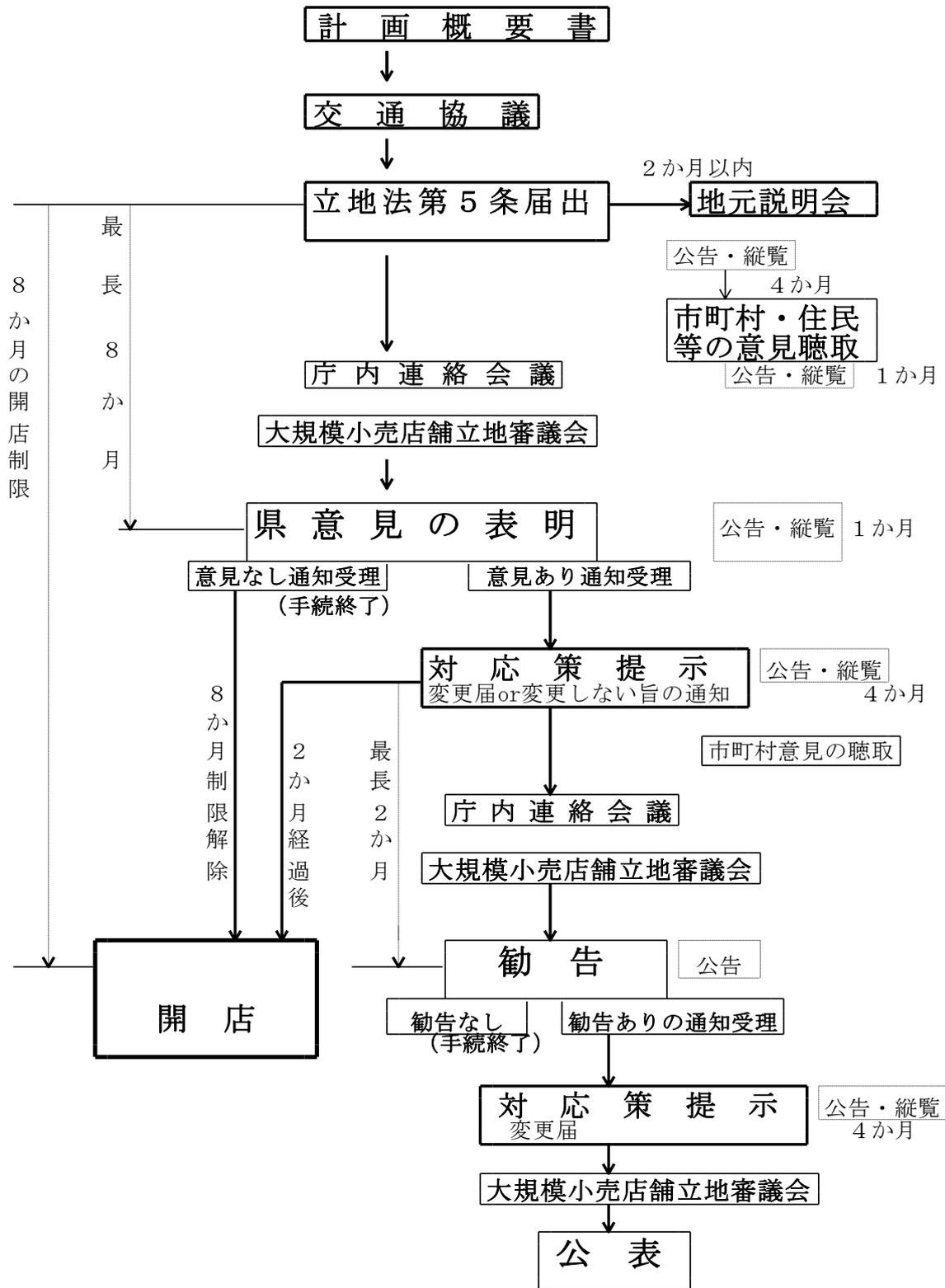
#### ○「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

3. 届出等の手続き  
 (1) 基本的な手続きの流れ (新設)

「大規模小売店舗立地法」の基本的な手続きの流れ



## (2) 届出事項等

### ○届出事項について

#### 【法第五条第一項】

- 第一号 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 第二号 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 第三号 大規模小売店舗の新設をする日
- 第四号 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 第五号 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

#### 【省令第三条第一項】（施設の配置に関する事項）

- 一 駐車場の位置及び収容台数
  - 二 駐輪場の位置及び収容台数
  - 三 荷さばき施設の位置及び面積
  - 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 第六号 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

#### 【省令第三条第二項】（施設の運営方法に関する事項）

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

### ○添付書類について

#### 【省令第四条】

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（原則として周辺地域に通学路指定がある場合はその通学路の記載があるもの）
- 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

※登記事項証明書については、県で確認できる場合は省略することができます。

### (3) 設置者が配慮すべき事項の概要

#### ①「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」

##### ○前文

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。～また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めている事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。

(ほか省略)

##### ○大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項の概要

主な配慮事項	主な内容
1. 基本的な事項	<p>①大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画等について幅広く情報収集、検討を行うことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、深夜営業の場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、慎重な対応を行うことが必要</li> </ul> <p>②地域の住民等への適切な説明を行うことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮</li> <li>・地域の住民等の理解が十分に得られるような説明に努めること</li> </ul> <p>③県からの意見に対して、誠意を持って対応し、問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努めること、また合理的な説明を行うよう努めること</p> <p>④周辺地域の生活環境保持のための対応について、責任者を任命することにより、監督・管理する体制を整備することが望ましいこと</p> <p>⑤届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合、再調査・再予測を行い、追加的な対応策を講ずるよう努めることが必要であること</p>
2. 駐車需要の充足等交通に係る事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の立地により新たに発生する来客自動車の交通が、周辺道路の交通に著しい影響を与えるおそれがあると思われる場合には、立地後の交通流動の予測が必要</li> </ul>
①駐車場の必要台数の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される必要駐車台数の確保</li> </ul> $\text{必要駐車台数} = A \times \text{店舗面積 (千m}^2\text{)} \times B \times C \div D \times E$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A : 店舗面積あたり日來客数原単位 (人/千m<sup>2</sup>)            B : ピーク率 (14.4%) → (ピーク1時間の來客数) / (日來客数)            C : 自動車分担率 (%) → (自動車による日來客数) / (日來客数)            D : 平均乗車人員 (人/台)            E : 平均駐車時間係数</p> </div> <p>注1) 店舗面積当たり日來客数原単位、自動車分担率は、市町村の人口や用途地域(商業地域及び近隣商業地域、それ以外の地域)により数値が異なる。            注2) 平均乗車人員、平均駐車時間係数は店舗面積により数値が異なる。</p>

主な配慮事項	主 な 内 容
	注3) 併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、法運用主体と調整の上、指針に記載のある考え方で行うことも可能である。
②駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道における駐車場への入庫待ち行列を最小限のものとするため、店舗付近の交通の現況及び予測される来客の自動車台数に基づいた対策の実施</li> <li>イ 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーク1時間の来客の自動車台数を上回る入庫処理能力の確保</li> <li>・駐車場の出入りは左折を原則</li> <li>・駐車場法の基準に則した出入口の設置</li> </ul> </li> <li>ロ 駐車待ちスペースの確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道に入庫待ち行列が発生しないように必要に応じて敷地内に駐車待ちスペースを確保</li> </ul> </li> <li>ハ 駐車場の分散確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の駐車場設置による入庫処理能力の確保</li> </ul> </li> <li>ニ 駐車場出入口における交通整理</li> </ul>
③駐輪場の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐輪場の確保と適切な管理</li> <li>&lt;参考試算値（商業地区における食品スーパー及び総合スーパー）&gt;</li> <li>店舗面積3,000㎡以下の店舗→店舗面積約35㎡当たり1台</li> <li>・原動機付自転車についても自転車と同様の対策への期待</li> </ul>
④自動二輪車の駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場の確保、場所の明示、安全の確保等への配慮</li> </ul>
⑤荷さばき施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 商品等を搬出入する車両の作業、駐車等に配慮した荷さばき施設の整備、交通や歩行者へ配慮した搬出入車両の出入口の位置の設定、搬出入車両の大きさ等に適合した施設の確保</li> <li>ロ 搬出入車両の一定時間集中の回避等計画的な搬出入</li> </ul>
⑥経路の設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客や搬出入の車両が当該店舗に到着するまでの適切な案内経路（必要に応じて出庫してからの経路）の設定、案内表示の設置や交通整理員の配置、情報提供</li> </ul>
<b>3. 騒音の発生に係る事項</b>	
①騒音問題に対応するための対応策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出時に、予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態と著しい乖離を生じさせている場合には、事後の対策を講じるよう努めることが必要であること</li> <li>イ 騒音問題への一般的対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に配慮した施設及び機器、防音壁等の配置</li> </ul> </li> <li>ロ 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき作業及び営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮</li> </ul> </li> <li>ハ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷却塔、室外機、給排気口、駐車場等からの騒音、廃棄物収集作業等に伴う騒音に対する設備及び施設運営上の対策</li> </ul> </li> </ul>

主な配慮事項	主な内容																															
<p>②騒音の予測・評価について</p>	<p>・騒音全体について、平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測及び評価</p> <p>◆◆◆騒音に係る環境基準について◆◆◆</p> <table border="1" data-bbox="603 353 1385 618"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 353 643 421">地域</th> <th data-bbox="647 353 978 421"></th> <th data-bbox="983 353 1182 421">昼間 (6:00~22:00)</th> <th data-bbox="1187 353 1385 421">夜間 (22:00~6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 421 643 488">A</td> <td data-bbox="647 421 978 488">第1種、2種低層住居専用地域、 第1種、2種中高層住居専用地域</td> <td data-bbox="983 421 1182 488">55 dB以下</td> <td data-bbox="1187 421 1385 488">45 dB以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 488 643 555">B</td> <td data-bbox="647 488 978 555">第1種、2種住居地域、 準住居地域、用途地域の定めのない地域</td> <td data-bbox="983 488 1182 555"></td> <td data-bbox="1187 488 1385 555"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 555 643 618">C</td> <td data-bbox="647 555 978 618">近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域</td> <td data-bbox="983 555 1182 618">60 dB以下</td> <td data-bbox="1187 555 1385 618">50 dB以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・夜間において騒音の発生が予想される場合における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測及び評価</p> <p>◆◆◆騒音規制法における夜間の規制基準値の範囲◆◆◆</p> <table border="1" data-bbox="603 748 1385 1079"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 748 643 815">区域</th> <th data-bbox="647 748 1182 815"></th> <th data-bbox="1187 748 1385 815">夜間 (22:00~6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 815 643 882">1種</td> <td data-bbox="647 815 1182 882">第1種、2種低層住居専用地域、第1種、2種中高層住居専用地域</td> <td data-bbox="1187 815 1385 882">45 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 882 643 949">2種</td> <td data-bbox="647 882 1182 949">第1種、2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域</td> <td data-bbox="1187 882 1385 949">45 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 949 643 1016">3種</td> <td data-bbox="647 949 1182 1016">近隣商業地域、商業地域、準工業地域</td> <td data-bbox="1187 949 1385 1016">50 dB</td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1016 643 1079">4種</td> <td data-bbox="647 1016 1182 1079">工業地域、工業専用地域(一部)</td> <td data-bbox="1187 1016 1385 1079">60 dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区分ごとの規制基準」(昭和54年4月1日告示第590号)のとおり、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校等の施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内については、当該区域の規制基準値から5dB減じた値とする。</p>	地域		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	A	第1種、2種低層住居専用地域、 第1種、2種中高層住居専用地域	55 dB以下	45 dB以下	B	第1種、2種住居地域、 準住居地域、用途地域の定めのない地域			C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 dB以下	50 dB以下	区域		夜間 (22:00~6:00)	1種	第1種、2種低層住居専用地域、第1種、2種中高層住居専用地域	45 dB	2種	第1種、2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域	45 dB	3種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50 dB	4種	工業地域、工業専用地域(一部)	60 dB
地域		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)																													
A	第1種、2種低層住居専用地域、 第1種、2種中高層住居専用地域	55 dB以下	45 dB以下																													
B	第1種、2種住居地域、 準住居地域、用途地域の定めのない地域																															
C	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 dB以下	50 dB以下																													
区域		夜間 (22:00~6:00)																														
1種	第1種、2種低層住居専用地域、第1種、2種中高層住居専用地域	45 dB																														
2種	第1種、2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域	45 dB																														
3種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50 dB																														
4種	工業地域、工業専用地域(一部)	60 dB																														
4. 廃棄物に係る事項等																																
①廃棄物等の保管について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の種類ごとに必要な保管容量を算出し、全体として十分な容量を有する保管施設の確保</li> <li>・周辺への悪臭の発散等を防止するため、保管施設の密閉性を確保するなどの防臭・除臭のための対策</li> </ul>																															
②廃棄物等の運搬や処理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の運搬や処理に関する適正な施設の配置及び運営</li> </ul>																															
③その他の対応方策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置するなどの対策</li> <li>・換気扇・排気口等の設置位置や換気方向の配慮</li> </ul>																															
5. その他	<p>イ 防災・防犯対策への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所としての駐車場等敷地の一部使用等の要請があった場合、必要な協力を行うこと</li> <li>・地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力が期待され、適切な照明の設置や警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましいこと</li> </ul>																															

主な配慮事項	主 な 内 容
5. その他 (続き)	ロ 街並みづくり等への配慮 ・ 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区等が定められている地区等ではその内容に建築計画を合致させること、また埼玉県景観条例及び市の景観に関する条例等に基づく街並み形成に関する地域が指定されている場合は、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造等を工夫するよう努めることが必要であること ・ 屋外照明等を設置する場合、「光害」を生ずることがないように照明の配置や方向、強さ等に配慮が必要であること

**②「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び「埼玉県商店街活性化条例」**

埼玉県では、地域商業の活性化と一層の発展を図ることを目的として、平成19年に「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」を策定、平成26年には「埼玉県商店街活性化条例」を制定し、広く皆様に御協力をお願いしています。

具体的には、次に掲げる取組を基本として、大型店やチェーン店に対しては地域の実情に応じた地域商業貢献を求めています。

- ・ 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
- ・ 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力
- ・ 地元事業者のテナント出店や販売商品への配慮など

**(4) 届出者**

大規模小売店舗を設置する者のことです。(建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。)

**(5) 計画概要書の提出**

県では、法第五条第一項の規定による届出(新設)を行う場合、届出前に計画概要書の提出をお願いしております。法第六条第二項、法附則第五条第一項及び同条第三項の規定による届出(変更)を行う場合は、変更内容によっては、届出前に計画概要書の提出が必要になります。作成に当たっては16ページに記載されている「計画概要書について」を参考にしてください。

**(6) 提出先**

届出や計画概要書等の提出、問い合わせ先

.....  
 〒330-9301  
 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課商業担当  
 TEL048-830-3762 FAX048-830-4812  
 ※<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/todokedeteisyutsu.html>  
 .....

※ホームページに、大規模小売店舗立地法の届出に関する資料が掲載されています。

○さいたま市内の店舗の届出や問い合わせ等については、さいたま市担当課になります。

#### 4. 公告、縦覧

届出、意見書等の公告は、埼玉県ホームページに掲載することにより行われます。

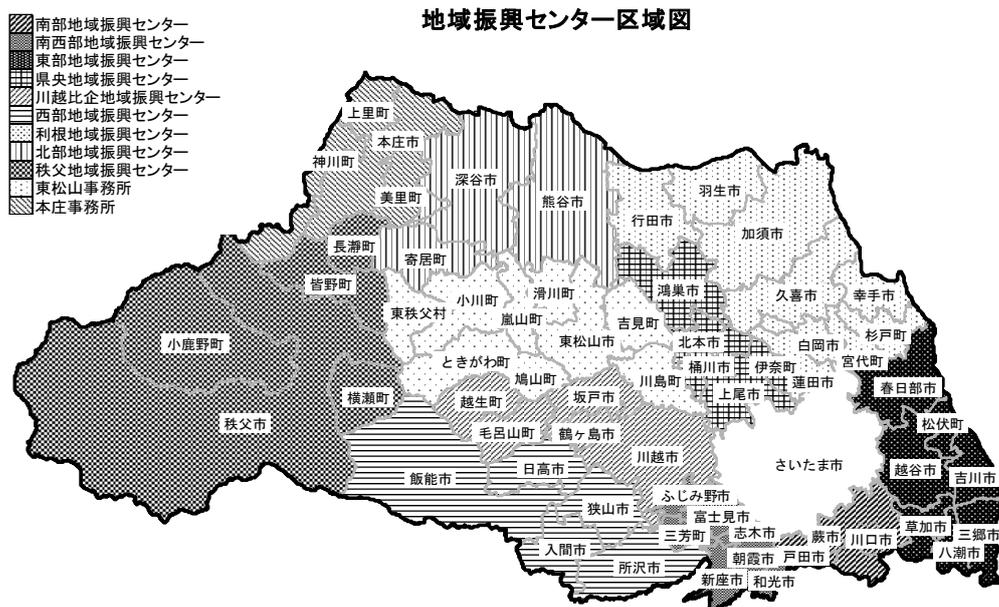
また、届出、意見書等の縦覧は、埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課及び当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管する地域振興センターにおいて行われます。

なお、縦覧できる日及び時間は、前記の施設の開庁日及び開庁時間内です。

#### ◆◆◆地域振興センターの所在地◆◆◆

南部地域振興センター	川口市西青木2-13-1	TEL 048-256-1110
南西部地域振興センター	朝霞市三原1-3-1	TEL 048-451-1110
東部地域振興センター	春日部市大沼1-76	TEL 048-737-1110
県央地域振興センター	上尾市南239-1	TEL 048-777-1110
川越比企地域振興センター	川越市新宿町1-17-17	TEL 049-244-1110
川越比企地域振興センター東松山事務所	東松山市六軒町5-1	TEL 0493-24-1110
西部地域振興センター	所沢市並木1-8-1	TEL 04-2993-1110
利根地域振興センター	行田市本丸2-20	TEL 048-555-1110
北部地域振興センター	熊谷市末広3-9-1	TEL 048-524-1110
北部地域振興センター本庄事務所	本庄市朝日町1-4-6	TEL 0495-24-1110
秩父地域振興センター	秩父市東町29-20	TEL 0494-24-1110

#### 地域振興センターの所管区域



#### 5. 説明会の開催

設置者は、届出の内容を周知するため、2月以内に出店地の市町村内で説明会を開催しなければなりません。（軽微な変更に係る届出を除く。説明会に代えて、届出等の要旨を掲示することにより行う場合があります。）

なお、開店（及び閉店）時刻の変更は、届出日の翌日から実施可能ですが、周辺環境への影響が大きいと考えられることから、原則として実施する日の前までに説明会を開催してください。

説明会を開催する場合には、説明会開催の主旨を十分に理解され、周辺住民の方々が出席し

やすい日時及び場所を設定してください。（2回以上実施する必要がある場合には、例えば土・日・祝日で1回、平日で1回など、別々の日に開催するよう努めてください。）

また、説明会のお知らせは、時事に関する事項を掲載する3紙以上の日刊新聞への折り込みチラシ、ポスティング（業者委託による全戸配布）の方法又は県が適切と認める方法で行ってください。併せて、現地に掲示するなど、より幅広く周知に努めてください。

## 6. 意見書の提出

住民の皆さん等は、大規模小売店舗の新設や施設の配置・運営方法の変更の届出等に対し、届出をした設置者が周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項についての意見書を県に提出することができます。

意見書の様式は、下記県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/910-20100108-17.html>

## 7. 埼玉県の取扱い

### (1) 交通量調査について

交通量調査を実施する場合には、交通量調査箇所について事前に県商業・サービス産業支援課商業担当及び県警察本部等に相談して、決定してください。

また、交通量調査の調査時間帯は、原則として、営業時間及びその前後1時間とします。

例 営業時間 7:00 ～ 21:00 → 調査時間帯 6:00 ～ 22:00

### (2) 動的交通シミュレーションについて

立地後の交通の予測手法として、静的な手法（交差点需要率等による検討手法）に加え、原則として店舗面積が10,000㎡以上の店舗を新設する場合、又はその他必要と認められる場合には、県は動的交通シミュレーションによる交通の予測を求めます。（埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第6条）

[動的交通シミュレーションソフト]

（一社）交通工学研究会のホームページにある「交通シミュレーションクリアリングハウス」の中でソフトウェアを紹介しています。

### (3) 同一敷地内駐車場立体化等に伴う臨時駐車場の取扱いについて

付属施設の位置の変更の取り扱いに関して、「現在の駐車場をそのまま立体化する場合や拡張する場合は除く。」として、位置変更としての届出を要さないこととされています。これについて、工事期間中の駐車できなくなる部分の代替駐車場所の確保について、以下のとおりとします。

ただし、臨時駐車場の設置がきわめて短期間の場合、確保の必要な駐車台数が僅少な場合を除きます。

位置変更としての届出を要さない駐車場の立体化工事に伴う代替駐車場を確保する場合には、事前報告書の提出を求め、次の条件を満たす場合には、臨時駐車場として認め、駐車場の位置変更として別段の届出を要さないものとする。

- 1 工事により閉鎖する駐車場の利用状況及び代替駐車場の収容能力を調査し、従前の駐車台数の確保に努めること。
- 2 工事に要する期間の明示、必要性についての説明があること。

- 3 臨時駐車場について、あらかじめ道路管理者、警察等の交通管理機関との協議を行い、その指導を受けること。
- 4 来店者への期間中の臨時駐車場及びその誘導方法の周知を図るとともに、期間中の車による来店を抑制するなどの措置を図ること。
- 5 臨時駐車場の使用により周辺環境への影響が予想される場合には、必要に応じ近隣住居等に対する事前の説明を行うとともに、夜間の利用制限などの適切な対策を講じること。
  - \* 事前報告書の様式は任意であるが、おおむね次の内容がわかるように作成してください。  
(例示)
    - ①計画の概要(駐車場の現況及び工事の内容、期間、代替駐車場の状況など)
    - ②代替駐車場の収容能力調査結果、駐車場確保の方法及び見通し
    - ③周辺交通への配慮事項(道路管理者及び交通管理者との協議、指導の結果)
    - ④来店者への周知、誘導の方法、その他の対策
    - ⑤代替駐車場予定地周辺への配慮事項(必要な場合の住民への説明方法、対策の内容、万一苦情があった場合の誠実対応文言など)

- (4) 夜間における店舗施設の運営に伴い、騒音の発生が見込まれる場合について  
夜間については、等価騒音レベルのほかに騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測をすることとなっています。しかし、騒音の発生源の設置位置によっては複数の騒音の発生源をまとめて1つの騒音の発生源として捉えることが可能であるため、騒音の発生源ごとの予測に加え、騒音の合成による予測をしていただく場合があります。  
また、車両走行音の騒音レベルの最大値を予測する際には、車両が出入りする駐車場等の出入口にも騒音の発生源を置いて行ってください。  
予測にあたっては、「大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き(第2版)」及び当該参考資料編「参考資料3 駐車場出入口における騒音予測の考え方について」などを参照してください。
- (5) 環境騒音の使用について  
幹線道路に面しているなどして、既に周辺の騒音レベルが高い状況にあるとしても、そのことのみを持って問題なしとするのではなく、妥当かつ合理的な範囲内で可能な限りの騒音低減策を講ずるようにしてください。  
なお、環境騒音の評価は、騒音レベルの中央値等ではなく、等価騒音レベルで行ってください。
- (6) 届出事項以外の対応について  
附則5条1項の変更事項以外の内容及び届出にあたらぬ変更(駐車場の増設等)についても周辺環境への影響が考えられる場合には報告(対応策を含む。)が必要になります。詳しくは問い合わせください。
- (7) ガイドライン及び商店街活性化条例について  
埼玉県では、「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」及び「埼玉県商店街活性化条例」を定めています。店舗の所在する地域が発展することが自らの発展につながることを理解いただき、商工会議所、商工会及び商店会への加入や地域貢献活動等、積極的な協力をお願いします。

8. 「大店法」と「大規模小売店舗立地法」の主な相違点

法律名	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律	大規模小売店舗立地法
適用期間	平成12年5月31日まで 但し、経過措置(平成12年6月1日～平成13年1月31日)あり	平成12年6月1日から施行
背景	百貨店や大型スーパーの進出と中小小売商業の事業活動機会の確保	国際化の進展等に対応した大幅な規制緩和と周辺生活環境保全への対応
大きな相違点	<b>経済的規制</b> 国の機関委任事務(平成12年4月1日以降は、第1号法定受託事務)	<b>社会的規制</b> 自治事務 手続の透明性の徹底、パブリックコメントの導入
法律の目的	消費者の利益の保護に配慮しつつ、大型店における小売業の事業活動を調整することにより、 <u>周辺の中小小売業者の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発展を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする。</u>	大型店の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、 <u>大型店を設置する者により、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。</u>
基準面積調整権	店舗面積500㎡超 店舗面積3,000㎡以上…通産大臣(1種) 店舗面積500㎡超3,000㎡未満…知事(2種)	店舗面積1,000㎡超 店舗面積1,000㎡超…都道府県及び政令市(1種、2種の区別なし)
届出義務者	大型店設置者(第3条) 小売業者(第5条)	大型店設置者(第5条、第6条) 生協、農協を含む(小売業者に届出義務なし)
主な届出事項及び調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開店日</li> <li>・店舗面積</li> <li>・閉店時刻</li> <li>・年間休業日数 の4項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業者に関する事項、新設日、店舗面積の合計</li> <li>・施設配置に関する事項(駐車・駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の位置及び数量)</li> <li>・施設の運営方法に関する事項(開閉店時刻、駐車場利用時間帯・出入口数及び位置、荷さばき時間帯)</li> </ul> <p><b>第4条(指針)に定める事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大型店を設置する者が配慮すべき基本的事項</li> <li>2 大型店の施設の配置及び運営方法に関する事項</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車需要の充足その他による大型店の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項(交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全等の問題等)</li> <li>・騒音の発生その他による大型店の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項(騒音の発生、廃棄物、街並みづくり等への配慮等)</li> </ul>
開店制限	第3条の公示後、7ヵ月経過後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、届出から8ヵ月経過後(都道府県意見なし通知の場合、それ以前も可)</li> <li>・都道府県意見への対応策提示から2ヵ月経過後</li> </ul>
地元の説明	第3条届出後4ヵ月以内に実施(法上に規定なし)	届出後、2ヵ月以内に実施(新たに法定)
意見聴取対象者(必須)	消費者・商業者・学識経験者で構成する会議を開催(簡易な方法として書面による意見聴取)	市町村 幅広い縦覧制度の法定化
調整方法	勧告→(変更、営業停止命令)→罰則	意見→勧告→公表

9. 大規模小売店舗立地法の解説

○「床面積」

「床面積」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう（建築基準法施行令第二条第一項第三号）。

○「店舗面積」

「店舗面積」とは、小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1) 売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2) ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。	
(3) ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5) 物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

二 店舗面積に含まない部分

部分名	定義	備考
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等に	

	よって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2) エスカレーター	エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4) 売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	注(1)参照
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	

(10)事務室・荷扱所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	注(2)参照
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	
(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。	

(注)

(1) 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2) 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二項第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

## ○「一の建物」

一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

三 「一の建物」とその附属建物をあわせたもの

## 10. 大規模小売店舗立地法届出書等記載例

- ・計画概要書について ..... 16ページ
- ・届出書について ..... 21ページ

※大規模小売店舗立地法関係法令等については、下記サイトに掲載していますので、適宜ご確認いただき、適切な届出に努めてください。

サイトURL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/910-20100108-16.html>

- ・大規模小売店舗立地法
- ・大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令
- ・大規模小売店舗立地法施行令
- ・大規模小売店舗立地法施行規則
- ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
- ・大規模小売店舗立地法第4条の指針再改定案の策定に当たって（平成19年1月19日）
- ・埼玉県大規模小売店舗立地法事務処理要綱

## ＜記載例＞計画概要書について

### 1 計画概要書とは

計画概要書は、大規模小売店舗立地法の手続きに載せるための交通協議の資料になります。計画概要書は、法第5条第1項の新設届及び変更届のうち大規模な増床を行う場合など周辺環境に大きな影響が生じる場合に提出をお願いしています。

### 2 計画概要書の構成

計画概要書は、「計画概要書」及び「届出書案（届出事項・図面）」により構成するものとします。（次ページ参照）

### 3 記載方法

記載例は、店舗を新設する場合のものであるので、法第6条第2項、附則第5条1項及び同条第3項に基づく変更届出の場合は、「変更届出書案」とします。

### 4 計画概要書の提出部数等

提出部数は原則3部（駐車場出入口が国道に接している場合は4部）とする。

## 計画概要書の構成

<b>届出書案（届出事項及び添付書類・図面）</b>
年 月 日
<b>計画概要書（計画概要・関連図面）</b>
建物設置者
氏名又は名称
代 表 者 名
住 所
連 絡 先
（担当者名）
核テナント
氏名又は名称
代 表 者 名
住 所
連 絡 先
（担当者名）
手続担当
氏名又は名称
代 表 者 名
住 所
連 絡 先
（担当者名）
大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称
所在地

※A 4で作成(図面はA 3)

届出書、添付書類にページを付記してください。  
図面にも、番号等の表示をしてください。

# 【 計 画 概 要 書 】

## 1 計画の趣旨

計画の内容

## 2 土地の概要 ※ 分散駐車場を除く。

ア 敷地面積

イ 都市計画法に基づく都市計画区域の区分

ウ 用途地域

エ その他、建築にあたって法令上の制限等

※ 都市計画法に基づく開発許可が必要な場合などは、その手続き状況を記載

オ 不動産登記規則第99条に基づく地目及び現況

## 3 建物の概要

ア 建物の構造

※ 2棟以上に分かれる場合には、それぞれについて記載してください。

イ 建物面積の内訳

〈記載例〉

	1 階	2 階	3 階		合 計
店舗面積計					
事業用面積(注)					
施設面積					
延床面積					

(注) 飲食店、事務所など店舗以外の用途について具体的に記載してください。

※ 2棟以上に分かれる場合には、建物ごとの面積表も作成してください。

## 4 建物に関する図面等

① 地域見取図（道路地図等）

② 隣接地概要図（住宅地図等）

③ 建物配置図

④ 建物平面図

⑤ 建物立面図

⑥ 求積図及び求積表（店舗面積等の変更の場合）

# 【 届出書 案 】

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 大規模小売店舗届出書(案)

年 月 日

埼玉県知事 様

氏名 (又は名称)

代表者氏名 (法人の場合)

住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称

所在地

### 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ※ (小売業者が多数の場合は、別表に)

氏名 (又は名称)

代表者氏名 (法人の場合)

住所

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

m<sup>2</sup> (小数点以下四捨五入)

### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

〈記載例〉	位 置	収容台数
平面駐車場	別紙図1のとおり	台
屋上駐車場	別紙図2のとおり	台
	合 計	台

※駐車場が複数の場合は、第一南駐車場、駐車場棟、隔地駐車場、平面・立体など各駐車場の分かるように記載。

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 別紙図1のとおり 収容台数 台

※ 駐輪場が複数の場合は、各々の位置と収容台数、その合計を記載。

### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 別紙図1のとおり 面積  $m^2$  (小数点以下四捨五入)

※ 荷さばき施設が複数の場合は、各々の位置と面積、その合計を記載。

計算の根拠 ( $00.0m \times 0.0m = 00.0m^2$ など) を位置を示す図面に記載。

### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 別紙図1のとおり 容量  $m^3$  (小数点以下四捨五入)

※ 廃棄物等の保管施設が複数の場合は、各々の位置と容量、その合計を記載。

計算の根拠 ( $00.0m \times 0.0m \times 0.0m = 000m^3$ など) を位置を示す図面に記載。

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 時 分

閉店時刻 午後 時 分

※ 小売業者によって異なる場合は、各々の開店時刻及び閉店時刻を記載。

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 時 分から 午後 時 分

※ 駐車場によって異なる場合は、各々の時間帯を記載。

### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

〈記載例〉	位 置	出入口の数
平面駐車場	別紙図1のとおり	か所
屋上駐車場	別紙図2のとおり	か所
	合 計	か所

※ 駐車場が複数の場合は、各々の位置と出入口の数と、その合計を記載。

### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 時 分から 午後 時 分

※ 荷さばき施設によって異なる場合は、各々の時間帯を記載。

※ 駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設、駐車場の自動車出入口の位置を示す図面については、建物配置図、平面図、立面図、騒音発生源の位置、騒音の予測地点を示す図面と兼用できます。

※ 23ページ～24ページに記載する添付資料等のうち、騒音及び廃棄物を除く項目について記載をお願いします。

## <記載例>届出書について

### 1. 届出書の構成

届出書は、「届出書（届出事項・図面）」、「規則第4条に基づく添付書類」、「指針に基づく配慮事項」、「ガイドライン及び商店街活性化条例に基づく配慮事項」及び「添付資料等（交通調査、騒音予測調査など）」により構成するものとします。（次ページ参照）

### 2. 記載方法

記載例は、法第5条第1項の店舗を新設する場合のものになります。

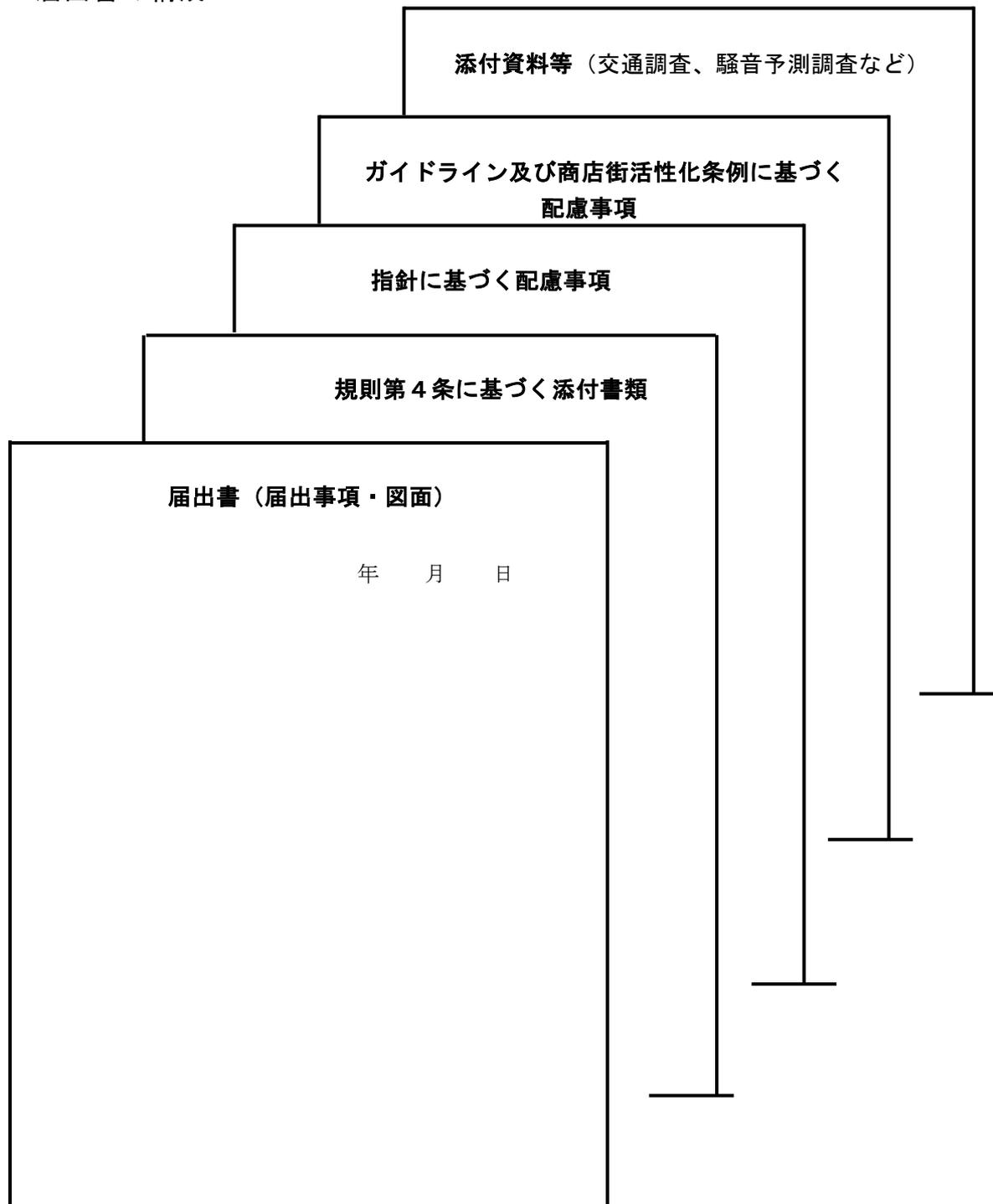
### 3. 届出書の提出部数等

大規模小売店舗立地法に規定する届出、通知及び書類の提出については、紙及び電子データでの提出をお願いします。紙の提出部数は、次のとおりとします。

なお、下表に限らず提出部数の増をお願いすることがありますので、御了承ください。

届出内容	提出部数
5条1項の届出、同条2項の書類	4部もしくは5部
6条1項の届出	—
6条2項の届出	4部もしくは5部
8条7項の届出又は通知	1部
9条4項の届出	1部
附則5条1項及び同条3項の届出	4部もしくは5部
6条5項の届出	1部
11条3項の届出	1部

## 届出書の構成



\* A4で作成

届出書、添付書類にページを付記してください。

図面にも、番号等の表示をしてください。

## 規則第4条の【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
- 2 主として販売する物品の種類  
※ 小売業者が複数の場合は、各々に記載。
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  
※ 届出事項添付図面と兼用可。
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 【記載例参照】
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 【記載例参照】
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  
※ 案内する経路や案内表示、出入口の右左折矢印等を地図に記載したものを添付し、具体的な案内方法について記載することなどが想定されます。
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
※ 時間帯ごとの台数について記載することなどが想定されます。  
また、指針に基づく配慮事項による交通対策について記載することなども想定されます。
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面  
※ 建物配置図、平面図、立面図との兼用可。
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面  
※ 各施設の位置は、前記図面との兼用可。
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠【記載例参照】  
※ 騒音予測地点を示す図面は、前記の図面に各地点を記載し兼用可。  
予測結果の評価及び生活環境悪化防止のための騒音対策なども想定されます。
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 【記載例参照】  
※ 生活環境悪化防止のための騒音対策なども想定されます。
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 【記載例参照】  
※ 廃棄物・リサイクルについて指針に基づく配慮事項による対応策なども想定されます。

※登記事項証明書については、県で確認できる場合は省略することができます。

## 【指針に基づく配慮事項】

※ 規則第4条の添付書類に記載した事項以外に、法第4条の指針に基づく配慮事項について、下記の事項を記載してください。

- 1 必要な駐輪場の確保と適切な管理
  - ・必要駐輪台数の根拠、案内板の設置や誘導員の配置など
  - ・原動機付自転車の駐車場所を設定する場合は、必要台数の根拠、安全の確保のための具体的な配慮事項
- 2 歩行者の通行の利便の確保等
  - ・夜間照明など具体的に
- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
  - ・廃棄物減量化対策、リサイクル推進活動などを具体的に
- 4 防災・防犯対策への協力
  - ・協定等の締結等
  - ・駐車場の照明及び見通しの確保、警備員の巡回、防犯カメラの設置、防犯マニュアルの作成等
- 5 騒音問題に対応するための対応策
  - ・施設の配置、荷さばき、廃棄物の運搬、営業宣伝、アナウンス、BGM、冷却棟、給排気口、駐車場などへの具体的な配慮事項
- 6 廃棄物等の保管について
  - ・温度管理や保管施設の密閉性などの防臭・除臭のための対策
- 7 廃棄物等の運搬や処理について
  - ・計画的、適切な運搬や施設内処理などを具体的に
- 8 その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について
  - ・例えば、食品加工場の管理など具体的に
- 9 街並みづくり等への配慮等
  - ・例えば、緑化対策、アーケード事業、夜間照明など具体的に

## 【ガイドライン及び商店街活性化条例に基づく配慮事項】

- 1 地域の祭りや各種行事への参加などまちづくりへの協力
  - ・例えば、地域で開催される行事への参加、共催、協賛など
- 2 商店街、商工団体への加入や共同売出しやイベント等への協力など
  - ・例えば、商店街、商工会・商工会議所への加入、共同売出し、共通商品券・共通ポイントカード等を発行する共同販売促進事業、イベント実施時のスペースの提供など
- 3 地元商業者のテナント出店や販売商品への配慮など
  - ・テナント等への地元商業者の優先出店、地域製品の仕入れなど

#### 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

〈記載例〉

		各項目算出のための計算式等
行政人口	人	住民基本台帳 人口
地区の区分		商業地区・その他地区
S：店舗面積 (小数点第3位)	千㎡	
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	人/千㎡	
B：ピーク率	%	
L：駅からの距離	m	駅名：
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間 係数	人/台	
F：日來客台数	台/日	$A \times S \times C \div D$
G：ピーク1時間来店 台数	台/時	$A \times S \times B \times C \div D$
必要な駐車場台数 (小数点以下四捨五入)	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出の駐車場台数	台	

駐車場を店舗の来客者以外の者（複合施設の場合や従業員等）が利用する場合は、その利用台数を算出し、駐車場全体の収容台数を記載してください。なお、この場合、届出する駐車場台数は、店舗利用者のために確保する駐車場の台数とします。

〈記載例〉

		各項目算出のための計算式等
届出の駐車場台数 (小売店舗駐車場)	台	
従業員駐車場	台	(従業員数 × %) 等
複合施設の名称または内容を具体的に記載  例 事務所用駐車場	台	積算根拠を記載してください。 (既存類似施設のデータ等を基礎とする場合は、別紙に記載し、添付資料としてください。)
駐車場収容台数 (計)	台	

届出対象の駐車場が複数ある場合は、それぞれの駐車場について記載してください。

## 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

※ 指針 二の1の②「駐車場の位置及び構造等」のイ～ニに掲げられた配慮項目についての検討結果を記載する。

来客の自動車の方向別予測の結果や交通量調査などの詳細については、報告書等を添付し、ここでは、配慮項目についての検討結果や対応について、記載することが想定されます。

### 〈記載例〉

#### (1) 駐車場出入口における入庫処理能力

店舗面積から想定される商圈び周辺の人口集積の状況から来客の自動車の方向別台数は、別添〇〇 調査結果報告書〇〇 ページのとおりと予測され、県道〇〇 号線に面した出入口においてピーク時で、〇〇 台、市道〇〇 号線に面した出入口において、ピーク時で〇〇 台の入庫車両が想定される。

各出入口には、発券ブース・ゲートを設置するが、1時間当たりの処理台数は、〇〇 台であることから、入庫車両による待ち行列は発生しない見込みである。なお、発券ブース・ゲートから公道までの間に〇〇mの駐車待ちスペースを確保していることから、一時的な入庫自動車の集中にも対処可能である。

#### 駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添図面 No.	台	台
同 No.	台	台

※ 1. 自走式で発券ブース等のない駐車場については記載の必要はない。

2.  $1\text{時間当たり入庫処理能力} = 60\text{分} \div (\text{メーカーから提供される1台当たりの処理時間(分)} + \text{乗客の乗降時間(分)}) \times \text{発券ブース等の台数(1つの入口で発券ブースが複数台設置されている場合)}$

#### 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
別添図面 No.	有・無	m	有・無	m		

※ 必要駐車待ちスペース = (当該入口の1分当たりの来台数 × 1.6 - 当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数) × 6m (平均車頭間隔)

#### (2) 左折入庫の徹底及び歩行者等の安全確保

前述した入庫車両の想定に当たっては、県道〇〇 号線からの駐車場への右折入庫を避けるために、〇〇 交差点方面からの来客自動車については、右折車線のある〇〇 交差点で右折し、市道〇〇 号線に面した出入口から入庫するよう誘導することともに、県道〇〇 号線に面した出入口に交通整理員を配置し、右折入庫の排除を徹底することとする。

また、県道〇〇 号線は、歩行者、自転車の通行量も多いことから、交通整理員の配置により、来客自動車の入出庫の際の歩行者等の安全を確保する。

#### 交通への支障を回避するための方策等

##### 交通整理員の配置

①配置場所：

②配置時間：

※ 1. 具体的に記載すること。

③人数：

2. 必要に応じて図面を添付すること。

④時間帯：

(3) **周辺の交差点等への影響**

県道〇〇号線は、朝、夕の交通量が多いが、店舗に近接する〇〇交差点、△交差点における交通量を予測した結果、来客のピーク時及び来客自動車を含めた道路交通のピーク時とも影響は軽微であり、渋滞の発生は予測されない。

(4) **住宅地への騒音の配慮**

敷地西側が住宅地であることから、入口から敷地境界線かで10m程度の距離を確保するとともに、敷地境界に沿って緑地を設け、駐車場における自動車騒音の軽減に配慮した。

## 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

〈記載例〉

〈昼間〉（午前6時～午後10時）において発生することが見込まれる騒音（等価騒音レベル）

騒音発生源	発生源の 高さ(m)	騒音継続時間 〇〇時～〇〇 時または騒音 発生回数	基準距離における 騒音レベル等		予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)				
			騒音レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常 騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動 騒音	自動車走行												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃 騒音	荷さばき台車走行音 (平坦路走行時)												
	荷さばき荷下ろし音												
予測地点	予測高さ (m)	各予測地点における騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値 (dB)							各予測地点における等価騒音レベル (dB)				
	A地点	地域類型			基準値								
	B地点	地域類型			基準値								
	C地点	地域類型			基準値								
	D地点	地域類型			基準値								

〈夜間〉（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音（等価騒音レベル）

騒音発生源	発生源の 高さ(m)	騒音継続時間 〇〇時～〇〇 時または騒音 発生回数	基準距離における 騒音レベル等		予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)				
			騒音レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定常 騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動 騒音	自動車走行												
	荷さばきアイドリング												
	荷さばき後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃 騒音	荷さばき台車走行音 (平坦路走行時)												
	荷さばき荷下ろし音												
予測地点	予測高さ (m)	各予測地点における騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)に基づく当該出店地の地域の類型及び基準値 (dB)							各予測地点における等価騒音レベル (dB)				
	A地点	地域類型			基準値								
	B地点	地域類型			基準値								
	C地点	地域類型			基準値								
	D地点	地域類型			基準値								

- ※1 騒音予測地点は、建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外とし、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各予測地点とともに、予測値を記載してください。
- 2 高層住居等の複数階の住居が隣接している場合には、遮音壁の効果の有無を考慮しながら、予測地点（高さを含む。）を設定し、騒音の予測をしてください。
- 3 自動車走行騒音の予測を行う場合には、常にその最新版を参照してください。

予測結果の評価について

※ 別添添付資料 基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回折減衰等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

# 1.1 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

〈記載例〉

夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音

(1)音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果

騒音発生源	発生源の高さ(m)	騒音継続時間 〇〇時～〇〇 時または騒音 発生回数	基準距離における 騒音レベル等		予測地点			各予測地点における 騒音レベルの最大値 (dB)
			騒音レベル (dB)	根拠	地点名	高さ (m)	距離 (m)	
定常 騒音	冷却塔				a 1			
	室外機				b 1			
	給排気口				c 1			
変動 騒音	自動車走行				d 1			
	同上				d 2			
	同上				d 3			
	同上				d 4			
	荷さばきアドリ ング				e 1			
	荷さばき後進ブ ザー				f 1			
	廃棄物収集作業				g 1			
	BGM等				h 1			
衝撃 騒音	荷さばき台車走 行音(平坦路走 行時)				i 1			
	荷さばき荷下ろ し音				j 1			
	荷さばき台車走 行音(路面の段 差を超えた時)				k 1			
予測地点 地点名	各予測地点における 騒音レベルの最大値 (dB)		各予測地点における騒音規制法における夜間の規制基準値に基づく 当該出店地の地域の類型及び基準値 (dB)					
a 1			地域類型				基準値	
b 1			地域類型				基準値	
c 1			地域類型				基準値	
d 1			地域類型				基準値	
d 2			地域類型				基準値	
d 3			地域類型				基準値	
d 4			地域類型				基準値	
e 1			地域類型				基準値	
f 1			地域類型				基準値	
g 1			地域類型				基準値	
h 1			地域類型				基準値	
i 1			地域類型				基準値	
j 1			地域類型				基準値	
k 1			地域類型				基準値	

※1 騒音予測地点は、大規模小売店舗の敷地の境界線とし、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行い、発生源と予測地点の関係がわかるよう別添図面に各予測地点とともに、予測値を記載してください。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測してください。

2 冷却塔が2カ所に設置されているなど騒音発生源が複数箇所ある場合には、それぞれの騒音発生源ごとに騒音予測を行ってください。

(複数の騒音発生源がまとまってある場合には合成騒音も予測してください)

3 自動車走行音については、必ず駐車場の出入口を含めて、各方向の騒音予測を行ってください。

4 予測にあたっては、大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）及び当該参考資料編「参考資料3 駐車場出入口における騒音予測の考え方について」などを参照してください。

## 予測結果の評価について

※ 別添添付資料 基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回折減衰等による騒音の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

〈夜間〉（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音  
定常騒音と見なせる複数の騒音発生源がまとまっている場合

(2) 複数騒音源に対する騒音レベルの最大値の合成値の予測結果

騒音発生源	発生源の 高さ(m)	騒音継続時間 〇〇時～〇〇 時または騒音 発生回数	基準距離における 騒音レベル等		予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベルの最大 値 (dB)				
			騒音レベル (dB)	根拠	S1	S2	S3	S4	S1	S2	S3	S4	
定常 騒音	冷却塔 室外機 給排気口												
予測地点 地点名	各予測地点における 騒音レベルの最大値の合成値 (dB)		各予測地点における騒音規制法における夜間の規制基準値に基づく 当該出店地の地域の類型及び基準値 (dB)										
S 1			地域類型						基準値				
S 2			地域類型						基準値				
S 3			地域類型						基準値				
S 4			地域類型						基準値				

予測結果の評価について

※ 別添添付資料 基準距離における騒音レベルの根拠や、距離・回折減衰等による騒音  
の予測計算式など騒音予測結果が具体的に検証できるように添付してください。

## 1 2 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

※ 例示を参考として具体的に記載してください。

〈記載例〉

廃棄物等の排出量等の予測

業態	総合店、衣料専門店、食料品専門店、生活関連品専門店					
廃棄物種別	S：店舗面積		A：一日当たり 廃棄物排出量 指針原単位×S	B：平均保管 日数	C：見 かけ比 重(t/m <sup>3</sup> )	排出予測量 A×B÷C
紙製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	t	日		m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	t			
			計			
金属製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	t	日		m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	t			
			計			
ガラス製 廃棄物等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	t	日		m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	t			
			計			
プラスチック 製廃棄物 等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	t	日		m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	t			
			計			
生ごみ等	6千m <sup>2</sup> 以下	千m <sup>2</sup>	t	日		m <sup>3</sup>
	6千m <sup>2</sup> 超	千m <sup>2</sup>	t			
			計			
その他の 可燃性廃 棄物等				日		m <sup>3</sup>
			計			
				合 計		m <sup>3</sup>

【 添付資料 】 （交通調査の例） ※ 例示を参考として作成してください。

添付資料 交通影響調査報告書

方向別台数予測、それぞれの出入口のピーク時の入庫台数予測及び入庫処理能力、各入口に必要な駐車待ちスペースの算出等、交通量調査の結果、開店後の交通量予測、交差点の需要率等

交通調査

1. 交通量調査の結果 〈記載例〉

現状の平日、日曜の交通量調査の結果

【 平日・休日】 [交差点名 ○○ ]

〈交差点調査方向 ○○ 〉

単位：台

時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計
00時00分～00時00分					
計					

《交差点交通量》

単位：台

時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計
00時00分～00時00分					
計					

※1. 平日及び休日（日曜）について、それぞれ記入してください。

2. 交差点調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各交差点調査方向別の合計）を記入してください。

3. 時間帯は、1時間ごとに分けて記入してください。

2. 交通量予測の結果

開店後の周辺道路の交通量予測の結果を道路ごとに表示してください。

【 平日・休日】

単位：台

時間帯	入 場					出 場				
	合計	○○ 方向	○○ 方向	○○ 方向	○○ 方向	合計	○○ 方向	○○ 方向	○○ 方向	○○ 方向
	100%	00%	00%	00%	00%	100%	00%	00%	00%	00%
合 計										
00時00分～00時00分										

※1. 平日及び休日（日曜）について、それぞれ記入してください。

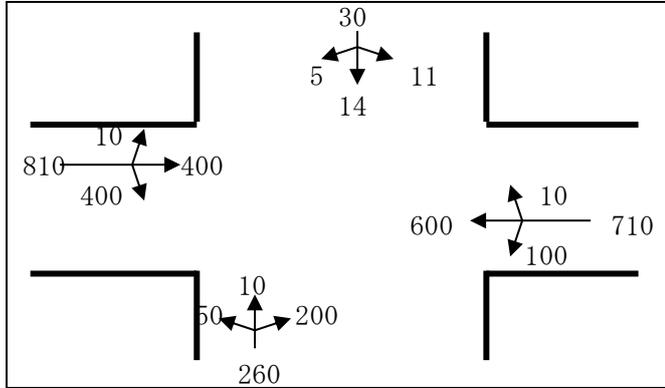
2. 入場の各方向とそこに到る経路、出場の方向とそこからの経路の関係がわかるように地域見取図の中に明記してください。

3. 時間帯は、1時間ごとに分けて記入してください。

### 3. 現況と開店後における交通量の比較

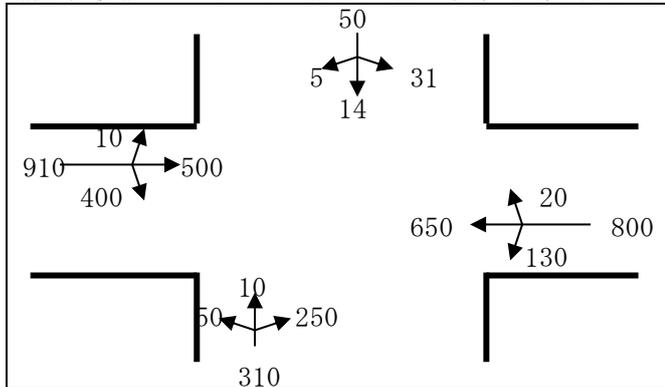
#### ① 方向別交通量

〈記載例〉 【平日・休日】〔交差点名 ○○ 〕  
 《現況》ピーク時：○○時台 交差点需要率○○



※地域見取図の中に交差点の位置  
 が分かるよう記入してください。

《開店後》ピーク時：○○時台 交差点需要率○○



※地域見取図の中に交差点の位置  
 が分かるよう記入してください。

#### ② 交差点需要率

	平日		休日	
	現況	開店後	現況	開店後
需要率				
ピーク時	時台	時台	時台	時台

※ 算出根拠を明示してください。

令和8年4月 発行  
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL 048-830-3762 FAX 048-830-4812